

認定調査を実施できる調査員の取扱い（和歌山県）

○ 以下の取扱いについては、令和2年4月1日から適用します。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、赤字部分を追加します（令和2年4月7日）。

※1（2）については令和2年3月31日老発0331第2号厚生労働省老健局長通知による一部改正にともなうもの

1 要介護認定及び要支援認定に係る調査を実施できる者について

（「要介護認定について」平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）

次の（1）から（4）のいずれかに該当する者で、かつ、都道府県又は指定都市が行う認定調査員研修を受講した者

（1）市町村職員（非常勤、嘱託を含む）

（2）指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員**その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者**

（3）指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設（※1）若しくは地域包括支援センターに所属する介護支援専門員

（4）介護支援専門員

※1 介護保険施設とは、指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院の4種類。

※2 上記（3）（4）の者は、新規の要介護認定・要支援認定に係る認定調査を行うことができない。

2 新任研修について

（1）新任研修を受講しなければならない者（以下の①～③のいずれかに該当する者）

①新規に認定調査に従事する者

②過去に認定調査の実績はあるが、当該新任研修の前年度に認定調査の実績がない者

③前年度に認定調査の実績はあるが、当該認定調査の実績（年間調査件数）が100件未満の者（市町村及び指定市町村事務受託法人の職員は除く。）

※②又は③に該当する者、過去に認定調査員研修を受講しているが認定調査の実績がない者（以下、「研修免除対象者」という。）については、**令和2年度に限り**研修を免除することとする。ただし、市町村が必要と認める者については、受講することを否定するのではなく、市町村による修了確認後、県から修了証を交付することとする。

（2）認定調査に従事できる期間

新任研修を修了した者は、研修を修了した（**修了証交付日の**）翌日から当該新任研修を実施した翌年度に実施する新任研修又は現任研修の最終開催日の属する月の末日まで認定調査を行うことができる。

※令和元年度以前に修了した研修免除対象者については、令和2年4月1日から令和3年度に実施する新任研修又は現任研修の最終開催日の属する月の末日まで認定調査を行う事ができることとする。

3 現任研修について

（1）現任研修を受講しなければならない者（以下の①②のいずれかに該当する者）

①前年度に認定調査の実績があり、当該認定調査の実績（年間調査件数）が100件以上の調査員（委託調査員を含む。）

②前年度に認定調査の実績があり、当該認定調査の実績（年間調査件数）が100件未満の直営調査員（市町村及び指定市町村事務受託法人の職員）

（2）認定調査に従事できる期間

現任研修を修了した者は、研修を修了した日の属する年度の翌年度に実施する現任研修の最終開催日の属する月の末日まで認定調査を行うことができる。

4 認定調査員研修を修了したとみなす者について

以下の場合に和歌山県（以下「県」という。）が実施する認定調査員研修を修了したものとみなす。

なお、県が実施する認定調査員研修を修了したとみなされた者については、以下の研修を修了した翌年度に県が実施する認定調査員研修を修了しなければ、引き続き認定調査に従事することができない。

(1) 保険者の実施した研修を修了した者

県が実施する認定調査員研修と同等の研修を保険者において実施し、当該保険者が研修修了報告（報告様式は別紙参照）を県に提出した場合

(2) 他の都道府県が実施する認定調査員研修を修了した者

他の都道府県が実施する認定調査員研修を修了し本県に転入した者について、他の都道府県が実施する認定調査員研修を修了したことを県もしくは保険者が確認した場合

(注) この取扱いにより県内保険者の認定調査は可能となるが、県外保険者の認定調査を実施する場合は、県が実施した研修の修了証明書の提出を求められる場合があることに留意されたい。

5 その他

調査員以外の市町村事務局職員は、要介護認定の適正化のため、新任又は現任研修を積極的に受講すること。

(別紙)

※4 (1) 参考報告 (様式は任意ですが、本様式を参考にしてください)

第 号
令和 年 月 日

和歌山県長寿社会課長 様

市町村介護保険担当課室長
(公 印 省 略)

令和2年度認定調査員 (新任・現任) 研修修了報告について

下記のとおり認定調査員研修を実施したので、報告します。

記

1. 保険者名 :
2. 研修日時 :
3. 研修内容 : ※研修資料を添付すること
4. 講 師 : (所属)
(職氏名)
5. 受講者 : (所属)
(氏名/ふりがな)
(生年月日)
(介護支援専門員登録番号(8桁)
(介護支援専門員証の有効期間の満了日)

※研修内容については、「認定調査員等研修事業の実施について」(平成20年6月4日老発第0604001号厚生労働省老健局長通知)に基づいて実施すること。